

岩井まさお 通信 未来

平成27年7月号 第13号

発行責任者：岩井まさお 〒262-0013 千葉市花見川区犢橋町 1458-1 TEL. 043-259-2777 FAX. 043-259-2777

平成27年第2回定例会報告

平成27年第2回定例会（6月19日）に於いて、一般質問をさせて頂きました。この一般質問を通じ、問題点の指摘を含め質問として要望させて頂いたことを、主な内容や市の答弁と共に、Q&Aにして、ご報告いたします。

自由民主党 千葉市議会議員団の
岩井雅夫でございます。

去る4月12日、第18回地方統一選挙
での市議会議員選挙にて花見川区から
2回目の当選をさせて頂きました。

4,506票という有権者のありが
たい信任を頂き、今後とも地域の代表
者である議員として、時には市の施策
に異を唱え、また、助言を与えること
もあるかと思いますが、二元代表制の

一翼を担っている以上、責任を持って
千葉市の発展や地域の諸問題の解決
に向け、一生懸命汗をかいてまいり
ます。

私はこれまで10回、一般質問に立ち
48項目の行政問題を質問してきまし
たが、まだまだ市役所の業務を完全
には理解できていません。しかし、こ
れまで以上に向学心を持ち行政につ
いて勉強してまいりたいと思います。

では、11回目の質問を市民目線の立
場で2問質問いたします。

汚水について

●市域全体の汚水処理の方針について

〔建設局下水道建設部下水道計画課〕

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

〔環境局資源循環部収集業務課〕

A 汚水処理施設の整備を計画的、効率的に実施
し、快適な生活環境の実現と海や河川等の水質
保全を目的とした全市域汚水適正処理構想に
基づき、地域の特性に応じ「公共下水道事
業」、「農業集落排水事業」、「合併処理浄化槽設
置整備事業」の3つの整備手法により各事業を
推進しております。

●3事業の整備手法の考え方について

〔建設局下水道建設部下水道計画課〕

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

〔環境局資源循環部収集業務課〕

A 市街化区域や市街化調整区域における集落
など家屋等が密集している地区については、集
合処理として公共下水道や農業集落排水で整
備を行います。市街化調整区域で集合処理に
適さない地区については、個別処理として各家
庭で合併処理浄化槽を設置することとしてお
ります。

●3事業の整備目標について

〔建設局下水道建設部下水道計画課〕

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

議会

●教育未来委員会委員長
・議会運営委員会理事
・社会福祉審議会委員

地域活動

・千葉市ハンドボール協会会長
・千葉市相撲連盟顧問
・千葉市花見川区サッカー協会会長
・千葉ネオライオンズクラブ理事
・花見川区倫理法人会会員
・花見川区少年軟式野球連盟顧問
・自衛官募集相談員

〔環境局資源循環部収集業務課〕

A 平成36年度末までに汚水処理人口普及
率を、公共下水道で98.6%、農業集落
排水で0.7%、合併処理浄化槽で0.
7%とし、3事業合わせて100%を目
指しています。

●26年度末の3事業の普及率について

〔建設局下水道建設部下水道計画課〕

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

〔環境局資源循環部収集業務課〕

A 3事業全体で、汚水処理人口普及率は
98.4%、その内訳は公共下水道97.
2%、農業集落排水0.6%、合併処理浄
化槽0.6%です。

●農業集落排水の普及率が0.1ポイ
ント少ない理由、公共下水道と農業
集落排水の過去3か年の接続率に
ついて

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

A 0.1ポイント少ないのは整備計画人
口約7,300人に対し、接続者が約6,
100人であるため。公共下水道の接続
率が整備区域内人口に対する接続人口の
割合で、平成24年度末は99.0%、25年
度末は99.1%、26年度末は99.3%
です。農業集落排水の接続率が世帯数に
対する接続世帯数の割合で、平成24年
度末は82.5%、25年度末は83.3%、26
年度末は84.2%です。

●接続率向上に向けた取り組みにつ
いて

〔建設局下水道建設部下水道経営課〕

A これまでは未接続世帯に対して、毎年
職員による戸別訪問を実施し、接続率向
上に努めて参りました。今後は戸別訪問
の回数を増やすなど更なる接続推進の強
化を図って参ります。

●農業集落排水の過去3か年の収納率
について

〔建設局下水道建設部下水道経営課〕

A 平成24年度末は96.5%、25年度末は
96.4%、26年度末は決算見込みで9
5.5%です。

●収納率向上に向けた具体的な取り
組みと、農業集落排水事業でコン
ビ二納付が出来ない理由と、今後
の方針について

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

A 未納者に対して、督促や催告さらに

は訪問徴収を実施し収納率の向上に努め
ています。コンビニエンスストアでの納付
が出来ない理由と今後の方針ですが、現
在の収納状況は既に口座振替が1,20
0世帯あり、コンビニ納付への移行が期
待できる納付書払いが約400世帯と少
ない状況です。現在のシステムにコンビ
二収納機能を追加するには多額の費用を
要することから、導入は難しいと考え
ます。

●公共下水道と農業集落排水の管渠
を更新する場合の確認方法について

〔建設局下水道建設部下水道再整備課〕

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

A 管渠の更新に際して、目視及びカメラ
調査を実施し劣化状況を確認します。
農業集落排水では、現在のところ耐用年
数を経過した管渠はありませんが、公共
下水道と同様の確認方法を今後実施し
て参ります。

●両事業の総延長に対する更新状況と
今後の更新計画について

〔建設局下水道建設部下水道計画課〕

〔建設局下水道建設部下水道再整備課〕

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

A 平成26年度末の総延長は3,675km
そのうち更新した延長は85kmとなつて
います。今後は千葉市下水道事業中長期経
営計画に基づき、平成32年度までに14
2kmの更新を予定しており、カメラ調査
で健全度が高いと判断したものは、延命
化を図ることと効率的な更新に取り組ん
で参ります。農業集落排水の管渠が総延
長約118kmで供用開始後約20年である
ため、これまで更新した管渠はありません
。今後耐用年数や劣化状況などを考慮
し適切な時期に計画を策定して参りま
す。

●過去3年の管渠の閉塞に係る清掃
作業回数と直営・委託の内訳、委託
に要した経費について

〔建設局下水道管理部下水道維持課〕

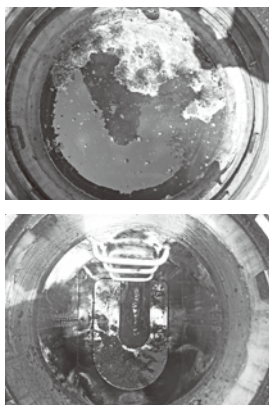
〔建設局下水道管理部下水道維持課〕

A 公共下水道では、平成24年度が合計
267回、そのうち直営83回、委託
184回、25年度が合計210回、その
うち直営51回、委託159回、26年度が合
計233回、そのうち直営80回、委託
153回です。委託に要した経費が、平
成24年度が約5千5百万円、25年度が約
4千7百万円、26年度は決算見込みで
約5千7百万円です。農業集落排水で
の管渠の閉塞に係る清掃事例はこれまで
の通りございません。

●費用を原因者に請求したことはある
か。作業代を原因者に支払っても
らったことはあるか。

〔建設局下水道管理部下水道維持課〕

A これまでのところ原因者を特定するこ
とができないことから、費用を請求した
事例はありません。作業代を原因者が支
払った事例もありません。



●管渠の閉塞について、どのような状
況が多いのか。原因が使用者であつ
た場合に罰則等の規定はあるか。

〔建設局下水道管理部下水道維持課〕

A これまでは下水道管に流れ込んだ油が
管内で固まり閉塞する事例が多い状況で
す。罰則規定は下水道法第45条に「公共
下水道の施設の機能に障害を与えて下水
の排除を妨害した者は、五年以下の懲役
又は百万円以下の罰金に処する」との規
定があります。

●原因者が特定できた場合の下水道
法第18条との見解は。

〔建設局下水道管理部下水道維持課〕

A 下水道法第18条の規定により原因者に
費用の負担を求めて参ります。



●閉塞させないよう市民等への周知について

〔建設局下水道管理部下水道営業課〕

A 市のホームページで、閉塞の原因となる油や野菜くずを流さないよう呼びかけているほか、新たな公共下水道の利用者に対しては、冊子を配布し、下水道の正しい使い方の周知を図っています。市内の小学校4年生に、下水道を学ぶ冊子を配布するとともに、毎年夏休みに実施している小学生と保護者を対象とした下水道教室においても周知に努めています。

●平成26年度末の浄化槽設置数とその内訳は

環境局長〔環境局資源循環部収集業務課〕

A 平成26年度末の浄化槽設置基数は15,487基、内訳は合併処理浄化槽が3,978基、単独処理浄化槽が11,509基となっております。



●過去3年の第7条及び第11条の検査状況は

環境局長〔環境局資源循環部収集業務課〕

A 7条検査は、23年度の受検数が71件で受検率は73.2%、24年度は71件で受検率は50.0%、25年度は74件で受検率は70.5%となっております。11条検査ですが、23年度の受検数が874件で受検率は4.4%、24年度は849件で受検率は4.5%、25年度は941件で受検率は5.0%となっております。

●未検査に対する罰則は

環境局長〔環境局資源循環部収集業務課〕

A 法定検査の未受検者に対する罰則は、浄化槽法第66条の2に規定されてます。未受検の浄化槽管理者に対し、必要があると認めるときは指導及び助言をすることが出来ます。生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときには、相当の期限を定めて検査を受けるよう勧告することが出来ます。勧告を受けた浄化槽管理者が正当な理由なく勧告に係る措置を取らなかったときは、相当の期限を定めて勧告に係る措置を取るよう命令することができ、その命令に違反した場合は30万円以下の過料に処することとなります。

●罰則を適用した例はあるか。また、現在の対応及び今後の取り組みはどうなっているか。

環境局長〔環境局資源循環部収集業務課〕

A これまで罰則を適用した事例はありません。未受検者への周知啓発として、千葉県浄化槽検査センターと連携し新規設置者に対して法定検査受検の案内文書を配布し啓発を行っております。平成25年度より法定検査の受検漏れを防止するため、浄化槽保守点検業者または清掃業者が窓口となり、保守点検と清掃、法定検査の手続き代行をまとめて契約できる「一括契約」の利用を推奨しています。そのほか未受検者に対する法定検査の受検指導として25年度は1,771件、26年度は1,812件の文書指導を行っています。今後引き続き、周知啓発に努め、効果的な指導等により受検率の向上を目指してまいります。

●組織改正による統合の理由について

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

A 両事業は、生活排水などの汚水を処理しているという点で、ほぼ同様の事業を行っております。窓口の一本化による市民サービスの向上や効率的な維持管理に向け、組織統合を行ったものです。

●解決すべき課題と今後の方向性について

〔建設局下水道管理部下水道経営課〕

A 公共下水道事業は企業会計、農業集落排水事業は特別会計と会計制度や使用料の徴収方法は

の相違があることが課題です。今後は会計統合の可能性や使用料の徴収方法の一元化などについて検討を進めて参ります。

【所感】 ありがとうございます。様々な観点から質問しましたが、最後は所感と致します。

私たちは、24時間365日、1日も休むことがない様々な汚水管渠等によって汚水を排出しているわけですが、多くは人工公物であるため老朽化は避けられません。ある日突然、機能が停止し市民生活や経済活動に重大な影響が発生しかねないことも当然想定されるのです。

普段、目にすることがないからこそ適切な維持管理と改築更新が最も重要なことです。

このことを申し上げて次の質問に移ります。

選挙事務について

●投票所の閉鎖時刻の変更を決める機関はどこか。

選挙管理委員会事務局局長〔選挙管理委員会事務局〕

A 公職選挙法の規定では区選挙管理委員会となりますが、閉鎖時刻の繰り上げを行う場合、市全体での対応が必要となることから、まずは市選挙管理委員会にて検討し、県選挙管理委員会と協議を行うこととなります。

●今回及び前回の市議選の午後6時現在の投票率はいくらか。

選挙管理委員会事務局局長〔選挙管理委員会事務局〕

A 期日前投票者及び不在者投票者数を除いた数字となりますが、午後6時現在の市全体の投票率は28.58%、前回は33.44%となっております。

●今回及び前回の市議選の期日前投票者数及び投票率はいくらか。

選挙管理委員会事務局局長〔選挙管理委員会事務局〕

A 今回の期日前投票者数は、63,908人で投票率としては8.40%、前回は44,805人で投票率としては5.95%となっております。前回と比較すると投票者数で19,103人、投票率で2.45ポイント増加していることとなります。

●今回の全従事者の2時間分の人件費はいくらか。

選挙管理委員会事務局局長〔選挙管理委員会事務局〕

A 2時間分の人件費は、合計で約750万円となっております。

●従事者の負担軽減や人件費を始めた経費削減のため投票時間の繰り上げをすべきと思うが見解は。

選挙管理委員会事務局局長〔選挙管理委員会事務局〕

A 投票時間の繰り上げは公職選挙法において特別な事情のある場合に限定されており、この特別な事情とは山間部などで投票箱が開票開始時刻に間に合わない場合などが挙げられますが、本市においては特別な事情のある場合に相当するとは言い難く、投票率が低いことから、繰り上げ投票を実施する状況にはないものと考えております。

●18歳以上に選挙権が付与された場合、千葉市ではどのくらいの若者が選挙権を有することとなるのか。

選挙管理委員会事務局局長〔選挙管理委員会事務局〕

A 本年6月の定時登録時に試算したところ、千葉市合計で17,289人の増加となります。

●高校生に対して選挙への関心を高めるための手法について

選挙管理委員会事務局局長〔選挙管理委員会事務局〕

A 報道等によれば文部科学省が夏ごろに高校生向けの副読本を作成する予定ですので、これを踏まえ教育委員会などと連携しながら、出前授業の実施や、政治・選挙意識の醸成を図る取り組みなどについて検討してまいります。



模擬選挙の様子

【所感と要望】 有難うございました。様々な観点から質問をしましたが、最後は所感と要望といたします。

投票日に都合が悪い方のために設けられている期日前投票制度を各団体とも積極的にPRしているようです。本市でも稲毛区では従来の市の施設から駅前的大型商業施設へ変更したことで投票に見えた方が多かったと聞いています。しかし、全国平均で平成23年の執行時より1ポイント増え、今回は30%近い都道府県が投票時間の繰り上げを実施している状況から、本市でも県選管を中心に県内各団体が活発な議論を進めていかれますよう要望します。

公職選挙法の改正ですが、何よりも大事なことは学校現場における「政治的中立性」です。生徒は政治や選挙の仕組みについて公民の授業で学んでいるが、今後は教員の一言一言の発言がどの程度影響するのか、はかり知れません。

文部科学省では、選挙の意義や制度の詳細な解説など書いた副読本を配布する予定と聞きました。今後、教員の指導や生徒の関心度などの動向をしっかりと注視していくことを申し上げまして私の一般質問を終わりにします。長い間のご清聴ありがとうございます。